

昭和六十二年八月四日提出
質問第一一一号

戦時中国国家総動員法で徴用された朝鮮半島出身者の遺骨収集に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年八月四日

提出者 草川昭三

衆議院議長 原 健三郎 殿

戦時中国国家総動員法で徴用された朝鮮半島出身者の遺骨収集に関する質問主意書

四十二回目の終戦記念日を迎えるに当たり、戦時中、国家総動員法（いわゆる官あつせん、国民徴用令を含む。）で徴用された朝鮮半島出身者の遺骨収集並びに保管について道義的、人道的立場から次の質問を行う。

一 大韓赤十字社の調べでは、一九三九年から一九四五年の間に約七十二万人の朝鮮半島出身者が右の経過によつて徴用されたといわれているがその実態について問う。

1 徴用された人数は何名か。

2 そのうち一九四五年八月までの死亡者は何名か。

いずれも男女別にその人数を明らかにされたい。

二 死亡者の遺骨は、どのように扱われたのか、地域別に詳細に明らかにされたい。

三 現在、日本国内で保管されている遺骨数は、何体あるのか。また、その遺骨は今後どのような配慮をするのか、方針を明らかにされたい。

四 本件を担当する主務官庁はどこか、明らかにされたい。

五 国家総動員法（いわゆる官あつせん、国民徴用令も含む。）に基づき徴用された朝鮮半島出身者は、いわゆる「軍属」に当たるとはどうか、この際、明らかにされたい。また、その法的根拠も併せて問う。

右質問する。